

七首、詩九百十七首、序五十一首、對策三十八首を集め、分つて廿卷となせるも今は殘闕して一、十、十一、十二、十四、二十の六卷を餘すのみ。

其他當得の詩文集

凌雲集

都氏文集

文華秀麗集

菅家文章

扶桑集

性靈集

本朝麗藻

本朝續文粹

本朝無題詩

朝野群載

等一として多少文選の影響を蒙らざるものなし云ふも敢て過言に非ざるべし。』(未完)

故英國女皇ヴィクトクア陛下の偉業

パーマーストーン卿の外交

長谷川貞一郎

一、朕が至愛ある伯文皇帝陛下(ウイリアム四世、千八百三十年より千八百三十七年まで在位)茲に崩じて國民に至慘至酷の損害を與へたると同時に、此悲事は又、朕に此帝國政府を統治するの大任を負はしむるに至れり。此重任は突如として朕か身に落ち、朕未だ年少(女皇は千八百十九年五月二十四日の御生)なり、朕をして此位に居らしめたる神にして、若し朕を助けて、此任を果さしむるにあらざるよりは、朕將に其重荷に堪へざらんとす。朕は其思を純潔にし、専ら心を公衆の幸福に傾倒して、幸に神明の祐助を得、且つ庶幾くは老成にして練熟なるの實を表するを得んことを期す。朕は深く議會の賢明なるに依頼し、朕か人民の忠順なるに囑望す。先帝(ウイリアム四世)は常に其臣民の權利と自由とを珍念し、國家の法制を改進するに其志を傾注して、以て

一般の愛慕し、尊敬する所とあれり。朕は又、特に斯の如き先帝の後を繼ぐを得たるを喜ぶものなり。最慈最愛の念を以て朕を愛撫鞠育したる朕が慈母（ジョージ三世—千七百六十年より千八百二十年まで君臨し第四の皇子ケント公エドワード親王の妃にして現今の獨逸聯邦中ザクビン、コフルグ、ザールフェルト公フランシス親王の女にして千八百十八年ケント公妃となる）の膝下に於て、英國に於て訓育を受け、朕は幼よりして、朕が祖國の憲法を尊重し、愛護するに馴致せり、朕は法律に遵ひ、新教を維持し、之と同時に、各人に完全なる信教の自由を與へんことを期し、又朕が臣民の各階級を通じ、堅く其權利を保護して、其幸福を増進せしむるに、朕が全力を盡さんことを期す。

二、朕は此機會を以て卿等に會し、卿等が先皇の崩御に關して致したる哀悼の敬意に對じ、謝意を述ぶるを得たるを喜び、又朕が即位に關し、愛敬の念を以て致したる慶賀に對し、謝意を述ぶるを得たるを喜ぶものなり。朕は茲に重ねて朕が法律に依り新教を維持せんとし、各人をして其良心の認むる權利を自由に行使せしめんとし、社會の各階級に通じ其自由を保護し、其幸福を増進せしめんとするに決心したる事を確言せんと欲す。朕は茲に位に登り、此國が各外國と親和の狀にあるを喜ぶものにして、朕は皇帝の職務を忠實に履行し、臣民の利益を慎重に守護すると共に、朕の渝らざる目的を以て一に平和の上に存し、永く之が幸福を享けんことを期す。

朕位に登りて、深く其負へる責任の重きを感じ。唯朕は朕が意の忠正にして謬らざらんことを信し、又切に神明の加護に依囑せんことを欲す。其民政に關すると、將た宗務に關するとを問はず、

苟も國制の上に改良を加ふべきものあらば、慎重に之を改良するを以て専ら朕か念とし、不和隔意を疎通せんとするに朕か全力を用ひんとす。此主義を行はんとするに於て、朕は常に議會の賢明なると、人民の敬愛なるとに信頼せざるべからず。此二者は、誠に以て皇位の尊威を維持せしむるものにして、又以て憲法の鞏固なるを保證するものなり。

右の「第一」は、今年正月二十二日、オスボン宮に崩御せられたる、故英國女皇ヴィクトリア陛下か、千八百三十七年（我朝にては仁孝天皇の御世、天保八年支那にては清宣宗の代、道光十七年）六月二十日、踐祚の大典を擧げられたる際、朗讀せし勅語にして、「第二」は、同年七月十七日、議會解散の際、英國議會は皇帝の信任を以て召集せられ政務の諮詢に應ずる者なりとの主義に基き之か信任を受けたる皇帝崩すれば議員の任務は自ら消滅する者となし新皇帝の即位と共に解散せられたるは千八百六十八年に至るまで英國の慣例たりしなり）上院に幸して降せる勅語なり。

語に曰く、始あり終ある者すくなしと、之を古今の歴史に徴するに、其類例を求むる難からず、彼の英國のヘンリー八世の如き、或は佛國のチャールズ十世の如き、若くは耶蘇紀元前二世紀に於ける羅馬政府の如き、或は十九世紀の初期に於ける佛國帝政の如きは、皆所謂有終の美を濟す能はざりしなり。然るに故英國女皇陛下は、金髮豐頰艶麗花の如き妙齡の少女たりし時より、（女皇即位の時齡十九歳）齒牙動搖し、目に昏花を視鬢髮霜を戴くに至るまで、（女皇崩御の時齡八十三歳）近く其例を見ざる六十有三年間の在位（此間普魯西は五度奧太利は二度露西亞は四度以太利も四度、支那も四度其君主を代へたり）に於て、以上の二宣言を履行して、終始一貫毫も渝らず、良妻たり、賢母

たる淑徳の婦人として、普國の皇后ルイザ(フレデリツキ、ウイリアム三世)千七百九拾七年—千八百四十年在位)の皇后をして數歩を譲らしめ、仁慈の女皇聖明の君主としては、露國の女帝カサリーン二世(千七百六十二年—千七百九十六年在位)をして三舍を避けしめ、獨り英國と民の敬愛を受しめしのみならず、世界民衆の推尊して止まらざる所となり、民福を増進し、國威を宣揚せる者十指を屈するも足らず。内に於ては、「君主は統治するも治世せず」(「The King reigns, but does not govern.」)と云へる憲法上の大主義を確立し、或は宮中府中の分界を明にし、宮中の体面を一新し、或は穀物條例を廢し、刑法を改め、撰擧法を新にし、以て幸福を増進すると共に、典章を完美し、或は創めて、万国大博覽會を起し、萬國學術大會を開設し、以て殖産二業の發達と、學問藝術の進歩とを計り、外に於ては、加奈陀に、支那に、印度に、阿非利加に、又た濠州に、其領土を鞏固ならしめ、或は之を擴張し、大に國光を發輝し、國運を進長せり、彼のサリスヘリー卿が嘗て唱へたる「エリザベス時代に耻ぢざらしめん」どの語は一蛇足のみ。

Dere's grandma dinks she is nicht small bear,

Midt Boers und such she interfees;

Shill learn none owns die hemisphere

But Me—und Gotti!

She dinks, good frau, from ships shie got

Und soldiers midt der scarlet goat.

Achl! We could knock them! Pow!

Like that.

Myself—Mitt Gott!

事修りて誘興り、徳高ふして毀來るとは人事の常にして、右の如き俗歌(眞偽不明)ありと雖、固之れ齊東野人の説にして、毫もとるに足らず。女皇の豊功偉烈は、内外の共に認めて疑はざる所、強て之を埋没せんとするも、決して爲し得べからざるなり、然れども女皇をして此の如き盛名を致し、其時代をして隆盛なる歴史をのこさしめたる者は、固より女皇の聰明に由ると雖、バーマーストーン、ピール、ラッスセル、ヂスレリー、グラッドストーン、サリスベリー等の名臣賢相之が補弼の任に當り、聖明を推闡するに非んば決して得られざりしなり。而して女皇在位六十余年間の前半期に於て、其國威の海外に發揚せるは、此を主としてバーマーストーン卿の功に歸せざるべからざるなり。

- 一、ピール内閣(第一回)千八百四十一年八月より、千八百四十六年七月に至る。
- 一、ラッセル内閣(第一回)千八百四十六年七月より、千八百五十二年二月に至る。
- 一、ラッセル内閣(第二回)千八百六十五年十月より、千八百六十六年七月に至る。
- 一、ヂスレリー内閣(第一回)千八百六十八年二月より、同年十二月に至る。
- 一、ヂスレリー内閣(第二回)千八百七十四年二月より、千八百八十年四月に至る。
- 一、グラッドストーン内閣(第一回)千八百六十八年十二月より、千八百七十四年二月に至る。
- 一、グラッドストーン内閣(第二回)千八百八十年四月より、千八百八十五年六月に至る。
- 一、グ……………(第二回)千八百八十六年二月より、同年八月に至る。

- 一、グ……………(第四回)千八百九十二年八月より、千八百九十四年三月に至る。
- 一、サリスベリー内閣(第一回)千八百八十五年六月より、千八百八十六年二月に至る。
- 一、サ……………(第二回)千八百八十六年八月より、千八百九十二年八月に至る。
- 一、サ……………(第三回)即ち現内閣千八百九十五年六月より……………
- (バーマーストーン内閣に關しては後段に詳述すべきを以て此に略せり)。

江戸幕府の教育と朱子學

岩 田 衛

天下一たぐは亂れ一たびは治る、泰否相生するはげに環の端なきに似たる哉、されば歐州中世の暗黒時代に、スコラスチックヒューマニズムレナサンスは既に十六七世紀に於ける文明の萌芽をなしぬ。我國王朝廢れて政權武門に移り、應仁の兵禍足利の末世を亂してより、群雄蜂起、兵塵絶ゆるの時なく、攻城野戰を以て賢となす時代にありては、學問文書は只五山の僧侶によりて、一縷の命脈を維持するに過ぎざりしも、家康英雄の姿を以て禍亂を定むるに及びて、藤原肅林道春を擧用し、文學の曙光初めて江戸に輝き初め、綱吉學を好み、大成殿を建て、諸侯之より學に向ひ、吉宗家齊大成して、江戸の文學は燦然たる發達をなせり。

今浩瀚と煩雜とを避けんか爲めに、本論の範圍を純粹に徳川幕府のみの教育の制度及主義に制限し、之を歴史的に論せんと欲す、蓋し徳川幕府の教育發達のエポックは之を三に分つを以て便なりとす、